

令和 7 年 11 月 17 日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社ジェイアール東日本企画に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 5 番 5 号 JR 恵比寿ビル

2 指名停止措置期間：

令和 7 年 11 月 17 日～令和 8 年 8 月 16 日（9 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

株式会社ジェイアール東日本企画と環境省が契約した令和元年度及び令和 3 年度から令和 5 年度までの委託業務に関して、人件費の不適切な過大請求が行われていた。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第 2 第 14 号に該当する。

○物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領

別表第 2 一 抜粋 一

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14. 別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約等の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内